

## 台東区自主防災組織助成要綱

昭和52年5月1日制定  
昭和59年4月1日改正  
平成7年10月9日改正  
平成8年4月1日改正  
平成13年4月1日改正  
平成15年6月25日改正  
平成17年4月1日改正  
平成21年5月1日改正  
平成23年4月1日改正  
平成25年4月1日改正  
平成26年4月1日改正  
平成28年4月1日改正  
令和5年6月30日改正

### (目的)

第1条 この要綱は、大地震の発生に伴う災害に備えて区民が自助、共助の精神に基づき、自主的に結成された組織及び、すでに活動している自主防災組織に対して助成をすることにより、地域の住民防災組織の結成を推進するとともにその育成を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱で自主防災組織（以下「防災団」という。）とは、災害の予防及び震災時の二次的災害の防止を図るため、町会（自治会）を単位として区民が自主的に結成した組織をいう。

2 この要綱で結成助成金とは、防災団を新たに結成した町会（自治会）に1回に限り交付する助成金を、活動助成金とは、既に結成している防災団の活動に対して交付する助成金をいう。

### (助成の対象事業)

第3条 結成助成金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災資器材の整備
- (2) その他区長が必要と認めた事業

2 活動助成金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災訓練の実施
- (2) 防災の普及及び啓発活動
- (3) 防災資器材の整備
- (4) その他区長が必要と認めた事業

### (助成金の額)

第4条 結成助成金は、一防災団あたり、前条第1項にかかる事業に関する経費として、基本額342,000円+世帯割（250円×世帯数）を限度とする。

- 2 活動助成金は、一防災団あたり、前条第2項にかかる事業のうち当該年度に実施したものに関する経費として、基本額20,000円+世帯割（50円×世帯数）を限度とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、活動助成金については、区長が必要と認める場合に限り、同項に規定する限度額に5を乗じて得た額を限度額とすることができます。ただし、この場合においては、交付を受けた年度の翌年度から4年間は、当該助成金の申請をすることができない。
- 4 第1項及び第2項に掲げる世帯数は、当該年度における4月1日現在の住民基本台帳に記録されている世帯数とする。

#### (助成金の申請)

第5条 結成助成金及び活動助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けようとする防災団は、助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、申請するものとする。

- (1) 事業計画書及び事業経費内訳書
- (2) その他区長が必要と認めた書類

#### (助成金交付の決定)

第6条 区長は、前条の規定による交付申請の内容を審査し、適正であると認めたときは、助成金の交付を決定する。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書により防災団に通知するものとする。
- 3 区長は、助成金の交付目的を達成するために必要と認めるときは、前項の交付について、必要な条件を付することができる。

#### (実績報告)

第7条 防災団は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 活動に要した領収書等の写し
- (2) その他区長が必要と認めた書類

#### (助成金の額の確定)

第8条 区長は、前条の規定により提出された実績報告書を受理したときは、その審査を行い、助成金の額を確定したときは、助成金額確定通知書により防災団に通知するものとする。

#### (助成金の請求及び交付)

第9条 前条の規定により助成金の額の確定通知を受けた防災団は、速やかに請求書を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の請求書の提出を受けたときは、助成金を交付するものとする。

#### (決定の取消し)

第10条 区長は、助成金の交付を受けた防災団が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決

定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金をその定められた使途以外に使用したとき。
- (3) その他助成金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(助成金の返還)

第11条 前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しがあった場合において、防災団がすでに助成金の交付を受けているときは、区長は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(事務局)

第12条 この要綱に関する事務については総務部危機・災害対策課において所管する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は昭和59年4月1日から施行する。
- 2 台東区住民防災組織助成要綱（昭和52年5月1日施行）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成7年10月9日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

- 2 旧要綱のうち資器材補充助成金に関する規定は、改正要綱の施行後平成16年3月31日まで、なお効力を有する。

付 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年6月30日から適用する。
- 2 令和元年度から令和4年度までの間に第4条第3項の規定により活動助成金の交付を受けた防災団は、同項ただし書の規定にかかわらず、令和5年度から令和8年度までの間は、活動助成金の交付申請をすることができる。この場合において、同条第2項中「20,000円」とあるのは「13,000円」と、「50円」とあるのは「20円」と読み替えるものとする。